

公益財団法人静岡県予防医学協会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県予防医学協会（以下「当協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 当協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、「みんなの健康を守る」を理念に、疾病予防と健康増進に向けた健診検査等の予防医学事業を行い、もって静岡県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の疾病予防と健康増進を図るための健診検査、健康指導及び普及啓発による予防医学事業
- (2) その他当協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 前条の事業を行うために不可欠な財産として理事会において決議した財産は、当協会の基本財産とする。

2 基本財産は、当協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに静岡県知事に提出するとともに、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、附属明細書を除くすべての書類を定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規

定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(特定費用準備資金等)

第10条 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において決議しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 当協会に評議員 6名以上13名以内を置く。

2 評議員長は、評議員の互選により選出する。ただし、理事会は評議員長候補者を推薦できる。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 2名、監事 1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2名の合計 5名で構成する。

3 評議員選定委員会の委員は、理事会において選任する。ただし、外部委員は次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 当協会又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となつた者も含む。)

4 評議員選定委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができます。

6 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

7 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当協会及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

8 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外

部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

9 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

10 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

11 第9項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、評議員会等開催の都度、出席した評議員に対し、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、その額は、毎年度総額100万円を超えないものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 評議員会の運営に関する規程の制定及び改正
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、第18条第3項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会招集の通知は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載して書面又は電磁的方法により発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が不在のときは、出席した評議員で議長を互選する。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選任した議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の事務)

第22条 評議員会の運営に係る事務は、第37条に定める事務局が行う。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうちそれぞれ1名を理事長、専務理事とする。常務理事においては、必要に応じて1名置くものとする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当協会を代表してその業務を執行する。
 - 3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、業務を分担執行する。
 - 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、評議員会に報告しなければならない。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け並びに長期借入れ等の多額の借財の決定
- (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 業務の適正を確保するための内部管理体制の整備

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会招集の通知は、理事会の日の1週間前までに発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、いつでも開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が事故等により出席できない場合は、専務理事又は常務理事が議長となる。

(決議等)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第25条第4項に定める理事長等の自己の職務の執行の状況の報告は、省略することができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 補助機関

(顧問)

第36条 当協会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事及び事務局の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局)

第37条 当協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得たうえで理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときには、静岡県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の定款の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第10章 解散

(解散)

第39条 当協会は、基本財産の滅失による当協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 当協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は静岡県に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は静岡県に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 当協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

1. 変更後の定款は、令和6年10月11日から施行する。